

(次期)さいたま市水道事業長期構想について

現行の長期構想の計画期間が令和2年度末までであることから、(次期)長期構想の策定に向けた取組を進めています。今後、皆さまに案を見ていただき、ご意見を頂くパブリック・コメントの実施を予定しています。詳細は市報さいたまやホームページにてお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響により 水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少しているなどの事情により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方に対し、お支払いの猶予を実施しています。各水道営業所までご相談ください。

対象となる方

市内で水道を使用されている一般のご家庭のほか事業所等、お支払いが困難なすべてのお客さまが対象です。

ご相談窓口

水道の使用場所を管轄する各水道営業所にて、ご相談を受付けています。感染拡大防止のため、お電話またはファックスからのご連絡をお願いします。



西区、北区、見沼区、大宮区、岩槻区の方

北部水道営業所

担当 一般財団法人埼玉水道サービス公社

☎ **048-795-8921**
FAX **048-665-5536**

午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日、日曜日、祝日、
年末年始を除く。

中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方

南部水道営業所

担当 一般財団法人埼玉水道サービス公社

☎ **048-814-1700**
FAX **048-665-5536**

午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日、日曜日、祝日、
年末年始を除く。

※お電話をおかけの際は、「使用水量等のお知らせ」または「納入通知書(請求書)」をご用意ください。
※さいたま市は一般財団法人埼玉水道サービス公社に水道料金等の徴収業務を委託しています。

次のようなときは、水道局電話受付センターへお問合せください

共同住宅の世帯数異動があったとき

共同住宅として認定された建物で世帯数が増減となったとき。

使用中止の水道を工事などで使いたいとき

使用中止の水道を、リフォームや家の取り壊しなどで一時的にお使いになるとき。

引っ越しなどで、新たに水道を使い始めるとき、 あるいは水道の使用をやめるとき

水道料金の減額について

次に該当する水道使用者(給水契約者)の方は、お申込みにより1か月の水道料金のうち口径13ミリの基本料金相当額を減額することができます。なお、給水契約者以外の方は、取り扱いが異なります。
※下水道使用料についても、併せて減免されます。

- 生活保護法により生活扶助を受給されている方
- 水道を使用する方全員の市民税・県民税が非課税の世帯
- 児童扶養手当を受給されている方
- 東日本大震災により被災された方

お届け・お問合せなど


※番号をよくご確認の上、お間違えのないようおかけください。

水道局電話受付センター 午前8時から午後9時まで(年中無休)

☎ **048-665-3220** FAX **048-665-5536**

水道に関するお問合せ、お引っ越し、ご契約者変更などのお届けは、水道局電話受付センターまでご連絡ください。

道路漏水を発見したら
携帯電話からもつながる...

いち早く ツーホーを
 **0120-189-240**
24時間365日対応 へご連絡ください。